

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあつては、当該改正後の号を加える。

改正後	改正前
(特別休暇) 第14条 2 (22) 不妊治療のため通院等が必要とされる場合 1つの年度において5日（体外受精又は顕微授精のため通院等が必要とされる場合にあつては、10日）の範囲内において必要と認める期間	(特別休暇) 第14条 2

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。